

規 則

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県人事委員会委員長 大澤 一 司

埼玉県人事委員会規則七―一二八

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―二一九）の一部を次のように改正する。

第二条を次のとおり改める。

第二条 削除

第三条中「別表の」を「次の各号に掲げる」に、「次に」を「当該各号に」に改める。

第四条第一項第一号中「特地公署若しくは人事委員会が指定するこれらに準ずる公署（以下「準特地公署」という。）」を「特地公署（条例第十二条の二第一項に規定する公署をいう。以下同じ。）若しくは準特地公署（特地公署に準ずる公署として別表に掲げる公署その他人事委員会が別に指定する公署をいう。以下同じ。）」に改める。

別表級別区分の欄を削る。

附 則

（施行期日）

第一条 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

（令和九年三月三十一日までの間における特地勤務手当に関する経過措置）

第二条 大滝げんきプラザについては、令和九年三月三十一日までの間、特地公署とする。

2 大滝げんきプラザに在勤する職員の特地勤務手当の月額は、この規則による改正後の特地勤務手当等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第三条の規定にかかわらず、令和九年三月三十一日までの間、給料及び扶養手当の月額（給料の月額のうち給料月額は、条例別表第一の備考2、別表第二の備考2、別表第三の備考2若しくは別表第四イの備考2、ロの備考2若しくはハの備考2の規定、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十三年埼玉県条例第五号）第五条第一項の表の備考若しくは第二項の表の備考の規定又は一般職の任期付職員を採用等に関する条例（平成十四年埼玉県条例第六十八号）第四条第一項の表の備考の規定を適用しない額に百分の百・四七を乗じて得た額）の合計額に改正前の特地勤務手当等に関する規則による支給割合から百分の二を減じた支給割

合を乗じて得た額とする。

3 条例附則第十五項、第十七項、第十九項若しくは第二十項の規定が適用される職員に対する前項の規定の適用については、前項中「給料月額は、条例別表第一の備考2、別表第二の備考2、別表第三の備考2若しくは別表第四イの備考2、ロの備考2若しくはハの備考2の規定、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十三年埼玉県条例第五号）第五条第一項の表の備考若しくは第二項の表の備考の規定又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年埼玉県条例第六十八号）第四条第一項の表の備考の規定を適用しない額に百分の百・四七を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）をいう。」とあるのは「給料月額は、条例別表第一の備考2、別表第二の備考2、別表第三の備考2又は別表第四イの備考2、ロの備考2若しくはハの備考2の規定（以下「給料表の備考」という。）を適用しない額に百分の百・四七を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とし、条例附則第十五項、第十七項、第十九項若しくは第二十項に定める給料の額は、給料表の備考を適用しない額に百分の百・四七を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）をいう。」とする。